

令和5年度 第1回米子市社会福祉審議会

日 時 令和5年7月12日（水）

15：00～

場 所 ふれあいの里4階

研修室1

○久保担当課長補佐 ただいまから令和5年度第1回米子市社会福祉審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。私は福祉政策課福祉政策担当の久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、水田委員様はオンラインでの参加となります。よろしく願いいたします。

では、会に先立ちまして、福祉保健部部長の塚田よりあいさついたします。

○塚田部長 失礼いたします。改めまして、皆さん、こんにちは。米子市福祉保健部長の塚田でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。オンラインでご参加の水田先生、お世話になります。ありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本市の福祉行政にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、このたび、委員のまた新たな任期ということになりましたけれども、委員にご就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

この審議会は、既に引き続きの委員さんもいらっしゃいますので、ご承知のことかと思っておりますけれども、市の附属機関でございます。本市におきます福祉施策全体の基本的な事項について、調査・審議をする目的としまして設置をしたものでございます。

本日の議題といたしましては、3点、こちらのほうでご用意をさせていただいているところでございますが、1点目といたしましては、本市の成年後見制度利用支援計画についてでございますが、こちらは5年間の計画期間でございますが、今、2年を終えたところでございます。この計画の中では、この審議会の中で取組状況ですとか、ご報告をさせていただきまして、評価・検討をいただくということになっております。

また、2点目、3点目といたしましては、平成31年の3月に策定をいたしました米子市自死対策計画及び、また、3点目といたしまして、米子市食育推進計画についてでございますが、こちらも計画期間は5年間でございます。その5年間の、今年度が最終年度となっております。次期計画に向けて見直しを行いまして、次期計画の策定を行う年でも

ございます。本日は、こちらの計画につきましても、これまでの取組状況ですとか進捗状況をご報告させていただきまして、次期計画に向けての、まだ骨子の部分ではございますけれども、ご説明をさせていただきたいと思っております。委員の皆様には忌たんのないご意見を頂戴いたしたいと思っておりますので、どうぞ本日はよろしく願いいたします。

○久保担当課長補佐 ありがとうございます。

また、委員の皆様には令和5年6月1日付けで新たに審議会委員の委嘱をさせていただいております。委員就任につきましても、快諾いただき、誠にありがとうございます。

失礼ではございますが、時間の関係もありますので、委嘱状交付は割愛させていただき、お手元への配付で代えさせていただきますことをご了承お願いいたします。

改めまして、2年間よろしく願いいたします。

また、竹田委員、川内委員はこのたび新たに審議会委員に委嘱をさせていただきました。竹田委員は本日、ご都合により欠席です。

川内委員より一言ごあいさつをお願いいたします。

○川内委員 大阪健康福祉短期大学松江キャンパスの川内と申します。私は実は米子市出身で、弓ヶ浜中学校出身です。どうぞよろしく願いいたします。

○久保担当課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の成立についてでございますが、本日の出席委員は8名でございます。米子市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、10名の委員の皆様のうち、半数以上のご出席をいただきましたので、本日の会議が成立したことをご報告いたします。

続きまして、議事に入ります。

次第の3、会長及び副会長の選任です。

米子市社会福祉審議会条例第5条第1項では会長が議長となると定められておりますが、このたび新たに委員を委嘱させていただいていることから、現時点では会長は決まっておられませんので、ここまでは事務局のほうで進行をさせていただきます。

米子市社会福祉審議会条例第4条第1項の規定により、当審議会には、委員の互選により、会長、副会長を1名ずつ置くこととなっております。

立候補いただける方がございましたら挙手をお願いします。ございますでしょうか。

無いようですので、事務局で提案させていただいてもよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、会長には尾崎委員、本日は欠席されていますが、副会長には竹田委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、会長に尾崎委員、副会長に竹田委員が決定されました。今期におきまして、よろしくお願いいいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては尾崎会長にお願いしたいと思いますのですが、その前に資料の確認をさせていただきたいと思います。郵送にて事前送付いたしました資料で、本日の次第と委員名簿のほかに、議題1の資料として、資料番号1、令和4年度における米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について、議題2の資料として、資料番号2から4、第2期米子市自死対策計画骨子案、議題3の資料として、資料番号5から7、第2期米子市食育推進計画骨子案になりますので、お手元にご準備いただきますよう、お願いいいたします。なお、本日、お手元のほうに追加で、米子市成年後見制度利用支援計画、現在の計画のほうを置かせていただいていますので、確認をお願いいいたします。

では、尾崎会長、よろしくお願いいいたします。

○尾崎会長 それでは、進行をさせていただきます。先ほどもありましたように、高い位置づけの会議ですので、忌たんのない意見をいただいて、米子市の保健・医療・福祉の政策がより良いものになればと思います。

まず、議題に入らせていただく前に、会議の公開、非公開についての公表ですが、本会議、本日の内容は非公開情報に当たるものが無いことから、会議は公開とさせていただき、議事録を作成し、ホームページで公表させていただくことにしたいと思いますが、承諾いただけますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、早速議題に入ります。

3つある議題のうち1つですね。まず、1の、米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について、事務局から説明をお願いいいたします。

○末次係長 令和4年度における米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について説明させていただきます。私、米子市福祉政策課総合相談支援担当の末次と申します。よろしくお願いいいたします。

では、私の資料では、資料1の表裏の資料を使って説明をさせていただければと思います。

では、早速説明をさせていただきます。

令和4年度における米子市成年後見制度利用支援計画の進捗についてでございますが、まず、本計画は、例えば、認知症であったり、障がいがあるような方など、法律行為を一人で行うのが難しい人が、できる限り自分自身で意思決定ができるよう、成年後見制度の利用支援を含む各種支援の取組や体制整備の在り方を明らかにし、その具現化を目指すための計画でございます。令和3年3月に策定をいたしました。令和3年、令和4年と、今2年経過したところでございます。本日の報告は、令和4年度の主な取組を中心に説明をさせていただきます。

まず、1、令和4年度の重点的な取組についてでございます。

まず、1点目が成年後見制度の一次相談対応でございます。成年後見制度の一次相談は、総合相談支援センターえしこにを成年後見制度の中核機関と位置づけ、成年後見制度に係る相談を受け付けいたしました。相談件数は、1年間で延べ43件のケースを受け付けさせていただいております。ちなみにこの43件というのが、総相談数ではなく、いわゆる1ケースごとなので、この1ケースごとに複数の相談を受け付けるケースもございますし、1回の相談で終わるケースもございます。相談者につきましては、親族、支援関係者等からの相談が多くて、本人さん、いわゆる今、被後見人になられるような方からの相談はほとんどなかったというのが現状でございます。相談内容につきましては、成年後見制度の制度内容や手続に関する事、後見人になられている方が支援の仕方とかについてのご相談をいただくケース、また、身寄りのない等の理由で申立てをする親族がいなくて、米子市長による申立てを検討してほしいというところで相談がございました。

次に、2、中核機関の周知活動について説明をいたします。この成年後見制度というのは、民法や法律、いろいろな法律に基づいて実施するものでございまして、制度自体もかなり複雑な制度でございます。ですので、この成年後見制度を適切に利用支援していくためには、まず、この制度の在り方であったり、米子市の行っている活動、中核機関の活動を周知することが必要でございます。令和4年度はえしこに、今ふれあいの里の一階に令和4年度から開設しています、総合相談支援センターえしこにのパンフレットの中に成年後見制度の相談というところで周知をしております、周知を図っているところでございます。また、あわせて、居宅介護支援事業所連絡会や他支援センターを中心とした研修会等で周知活動を行っていたところでございます。

続きまして、3番、中核機関によるチーム支援構築及び市長申立てについて説明をいたします。米子市の中核機関においては、主に、市長申立てが必要ケースにつきまして、チ

ーム会議という会議を実施して、対応方針や支援関係者、福祉保健部各課の役割調整を行ったところでございます。このチーム会議というのは、中核機関が、米子市が開催主体となりまして、支援関係者を招集して、支援方針や役割分担、受任候補者の調整等を検討する会議でございます。チーム会議の中で、成年後見制度の利用が適切と判断されるケースについては、本人さんの状況で、面談がなかなかできない、意思疎通ができない、なかなか寝たきりで言語を発することができない方もいらっしゃるのですが、基本的には可能な限り、全員と本人面談をさせていただきまして、ご本人さんの意向であったり、制度へのご説明というのをして、利用、意思決定支援に供したところでございます。

すみません、裏に行かせていただきます。

令和4年度は1年間で延べ46回のチーム会議を開催いたしました。これは1件に、先程、1の相談件数43件というふうに説明させていただいたのですが、相談ケースごとに1件1回だけというわけではなくて、寄せられる相談にはかなり複雑、複合化した課題を抱える方もいらっしゃいますので、なかなか支援調整が難航するケースもございます。1ケースごとに複数回のチーム会議を重ねまして、支援方針や役割分担を調整することもございました。チーム会議の結果、昨年度、市長申立てを行った件数は6件でございます。ちなみに、資料には載せてないのですが、参考です、今現在、米子市の中核機関のほうでは、11件程度の市長申立てを予定しておりまして、うち2件は既に申立てを令和5年度に入ってからしたところでございます。この11件は、令和4年度に相談を受け付けまして、継続して相談支援を行っている、相談支援といいますか、方針等を検討しているケースもございます。

続きまして、4番、成年後見制度の利用支援事業の実施について説明をさせていただきます。この利用支援事業というのは、生活困窮等によって後見人等への報酬が支払うことができない、報酬支払いができない方等を対象に、報酬費用や申立て費用を助成するような事業でございます。まず、この報酬等が払えないことを理由に成年後見制度の利用ができないことがないように、利用支援事業を実施したところございまして、令和4年度は307万7,000円の予算措置を行いまして、そのうち延べ10件、216万円の報酬助成を行ったところでございます。

続きまして、2、令和5年度の取組予定について説明をさせていただきます。

まず、1つ目が、中核機関で一次相談を継続し、市長申立て等を含めた適切な制度利用を支援していくというところでございます。中核機関に寄せられた相談数は、昨年度が3

5 ケース、今年度が43 ケースと、年々増加するような傾向がございます。これは逆に、成年後見制度の周知活動であったり、相談支援というところが機能しているところというふうに考えておりますので、令和5年度につきましても、令和4年度の相談支援対応やチーム会議の実施等を含めた相談支援等を継続して行うようにしてまいります。

続きまして、2、地域包括支援センターや一般相談支援事業所を中心に成年後見制度や中核機関についての周知活動を行うというところでございます。令和4年度に行った周知活動に加えまして、介護、高齢者や障害がある方の相談窓口として地域包括支援センター、一般相談支援事業所が相談窓口になっておりますが、支援者に対して成年後見制度の制度を適切に理解していただくような研修や周知活動を行って、成年後見制度の適切な利用を推進していければというふうに考えております。

足早ではありましたが、私からの説明は以上となります。

○尾崎会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、皆様、委員の皆様から質問とかご意見ございますでしょうか。

○廣江委員 では、いいですか。

○尾崎会長 どうぞ。

○廣江委員 この4月に総合相談支援センターができて、もう1年ぐらい経つのですかねということなのですが、これ、どんどん相談を増やしていくというか、この43件という数字というのをもう少しやっぱり上げていかなきゃいけないという認識なのか、いやいや、これが結構まあまあ良い数字だという、その辺はいかがですか。

○末次係長 ありがとうございます。成年後見制度の相談がたくさん寄せられるということは非常にありがたいことございまして、特に成年後見制度は、例えば、一人の方が一回、一人の人生の中で立ち会うかどうかということございまして、まず、制度がどういふものかという相談については増えていくことが望ましいかなというふうに考えております。

○廣江委員 その前提で少しお話しさせて、今スマホで確認したのですが、例えば、今、米子市、成年後見人だとか、成年後見人制度だというふうに引いてみると、米子市のページが出てくるのですね。連絡先なんか分らなかつたり、あるいは計画の内容が出てきたりということがありますので、やっぱりそういう、特にこういう成年後見人制度を使われるという方は、親がとか、そういった方で、我々の世代から前後の方が多分多いと思うのですね。そうすると、まず何かやろうというときにイエローページを引かれるとか、そ

ういう話ではなくて、多分ネット検索されるはずなのですよ。そこで何が出てくるのかということは少し意識されて、例えば、「えしこに」と引いても、ページでなくて、パンフレットだけなのですね、恐らく。そういったところのアクセスのしやすさみたいなところを少し意識されたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

○中本課長 失礼します。福祉政策課長の中本です。お世話になります。今のご意見、本当にありがとうございます。先ほど廣江委員さんからのお話があったように、昨年4月1日に「えしこに」というものをつくっておりますし、今のこの成年後見はなかなか身近にというか、言葉を含めてというところもありますので、市役所側は、何でも要するに広報という形でみんなホームページということに端的に表すのですけども、いかに本当にホームページは見やすくというかという観点を整えていきたいというふうに思っています。

さっきの関係の、件数のことなのですけども、成年後見に関しては件数というものは、ある程度、本当にお困りの方が、件数等が伸びてくるということはあるかなというふうに思っていますけども、総合相談センターの利用件数というのが、今回499件だったので、こちらの目標、高い数が良いのかというふうになりますと、これは少し違うのかなと。将来的には我々、総合相談センターをつくって行って、お困りごとを地域で解決できるみたいなのが理想型かもしれませんが、お困りごとが結局、市役所側に上がらずに、ある程度のこと解決できる仕組みをつくっていくという狙いもありますので、個別支援と地域支援、両側面からやっていきたいというふうに思っていますので、件数に関しては、物によっては見方が少し違うのかなというふうに思っていますけども、ホームページに関しましては、少しいろいろな工夫を、どの計画もですが、我々の福祉政策課、多分この後、健康対策課もそうですし、どの部署も見せ方というか、広報の仕方というのは非常に関わってくるのかなと思いますので、そこら辺、しっかりやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

○尾崎会長 ほかに意見とか質問おありの委員さんありませんでしょうか。そうでしたら、オンラインの。

○水田委員 すみません。

○尾崎会長 お願いします、水田さん。

○水田委員 水田と申します。よろしいでしょうか。

○尾崎会長 はい、どうぞ。

○水田委員 私の声、聞こえていますかね。米子市の成年後見制度利用支援計画の進捗に

ついてっていう資料を一応いただいているのですけれども、支援相談対応が令和4年度は43件あったというふうなことになっていて、そこで、恐らくこの資料を踏まえると、成年後見制度の利用が適切と判断されるケースについては、一次相談のところでも受けたということだと思って、これ、違うのか。ごめんなさい、言い方間違えました。相談対応が43件あったというふうなことで、そこで、チーム会議のほうに、この一次相談対応でのふるい分けを踏まえて、チーム会議のほうに46回開催されて、そのうち何件か分かりませんが、さらに、そこで成年後見制度の利用が適切と、相当だねというケースについて、市町村の方で判断されたのかなというふうには、資料を見る限りではうかがえるのかなと思うのですが、そもそも一次相談対応のところでは43件は相談があつて、そこからチーム会議のほうにスクリーニングされるのですかね、というのが、まず1点です。

2つ目は、スクリーニングされた結果、チーム会議のほうに持ち込まれた相談件数は何件なのかっていうのが2点目です。

その中で、これは成年後見制度を使わねばというふうなところで判断されたのが、それが市長申立て件数の6件なのかというこの3点ですね。この点を少し詳細にご説明いただければと思っております。以上です。

○末次係長 水田先生、ありがとうございます。では、ご質問について説明をさせていただきます。

まず1点目の相談のスクリーニングということなのですが、まず、チーム会議にかけるといいますか、開催をする、そうしますと、やはり市長申立て、親族内に申し立てる方がいらっしゃっても、支援拒否等でなかなか申立て者がいらっしゃらないケースとか、あとは相談を受け付けたところで、かなり、例えば財産管理であったり、訴訟等ですね、いろいろな複雑な課題がある方については、チーム会議を開催して、成年後見制度だけではなかなか本人の解決につながらないところも多くございますので、関係者間で成年後見制度を含めた役割調整が必要というところで、チーム会議を開催しているところでございます。

チーム会議を開催しないケースというのは、一般的な制度自体が初めて聞くことで、なかなか制度自体が分からないということで、制度の説明を求められるケースであったり、よくあるのが、金融機関のほうから、成年後見制度をつけないと、もうなかなか難しいというふうに聞かれて、相談に来られるというケースがございます。ただ、実際にお話をよく伺いますと、成年後見制度が開始したとしても、本人さんが抱える課題が解決しな



かったり、この成年後見制度を使わなくても解決する課題というものが多くございましたので、そこについてはチーム会議を開催せずにご相談を対応させていただくというところで、お話をさせていただいたところでございます。

43件中、何件程度チーム会議を開催したかというところなのですが、大変申し訳ないのですが、その割合等については、少し数字を出していないので、正確な数字を申し上げることはできないのですが、おおよそ6割から7割ぐらいがチーム会議を開催して方向性を検討しているかなというところなんです。すみません、詳細の数字を出さなくて大変申し訳ないのですが、その中で市長申立てにつながったケースもありますし、チーム会議を開催した結果、支援者間の連携で対応できるというケースもございましたので、チーム会議を開催したケースが全て成年後見制度につながっているというわけではございません。

○水田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○尾崎会長 ありがとうございます。

他にありませんでしょうか。

どうぞ、はい。

○齊木委員 すみません、先ほど廣江委員さんがネットで調べてということをおっしゃったのですが、実は、市報の中に特集号で、開設1周年を迎えましたと、「えしこに」というのでこのパンフレットがあって、そういえばこれを目にしたなと思って今日持ってきたのですが、ここの1の(4)のほうに、生活困窮者の方のための支援事業で報酬助成が幾らかされたということですが、このパンフレットを見ると、このパンフレットが成年後見制度だけではなくて、いろんな情報が入っていますし、もしかしたら最初にこれを作られたときのパンフレットにはもう少し詳細なものが載っていたかもしれませんが、そういう支援制度があるということも何か一言書いてあってもいいのかなという、パンフレットのあり方というか、どれだけの方がこれを見られる、目にされるのか分かりませんが、詳細に書く必要はないけれども、支援事業、助成があるということは、やっぱりあると心強いという方もいらっしゃるのではないかなと少し思ったものですから、一言述べさせていただきました。

○末次係長 ありがとうございます。ご指摘いただいた内容はとても重要な点かと思しますので、パンフレット等、次回作るときにはそこら辺を注意しながら、広報活動に務めてまいりたいと思います。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

これ、相談とかチーム会議を経ずに成年後見制度を利用するという場合もあるのですか。

○末次係長 ありがとうございます。成年後見制度を利用するに当たりましては、2つの場合としてありまして、まず、身寄りがないということで、米子市長による申立てを行うケース、もう一つが、民法上、4親等以内の親族等が申立てをできるとなっておりますので、例えば、ご家族の方が申立てをするケースについては、チーム会議を経ずに直接、裁判所に申立てをされるケースがあるというふうに存じております。米子市長申立てを行うケースにつきましては、必ずチーム会議を設けて、支援方針等を検討して申立てをしているところでございます。

○尾崎会長 分かりました、ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ、はい。

○小西委員 すみません、先ほどの皆様のご質問と関連する部分もあるとは思いますが、今、さっきのお話をお聞きしていて、相談件数に関しても必ずしも多いというのが良いわけではないということで、恐らく最終的に成年後見制度を使う人の数に関しても、必ずしも多いほうが良いわけではないということだと思っておりますけれども、その中身というのが、相談件数が、例えば、理想は、成年後見制度というのをほとんど理解していて、地域の人ほとんど理解をしていて、必要なときに相談に行ける窓口があるということも知っていて、そこできちんと、必要な人はこういう相談ができて、そこで、必ずしもみんなが成年後見制度を利用するのではなくて、チーム会議で話をして、そこで成年後見制度に行く前に解決できるのだったらそれがいいということで、いろいろな段階があると思って理解をしたのですが、その各段階に応じて、どこがボトルネックになっているのかとか、その辺がもう少し、調査されたりとかするのだと思っておりますけれども、理解ができるというふうに感じます。例えば、成年後見制度がどれぐらい広報を進めて取り組んでいるというところがどれぐらいその成果が出ているのか、どういう調査が良いのか分からないのですが、何かしらのアンケートで、こういう制度があるのを知っていますかというのか分からないのですが、まず、認知がどれだけあるのかということと、ではそれを認識した場合、どこに相談すればいいのかということを知っているかどうかということ。その段階に応じて少し、何ていうのですかね、現状が把握できると、打ち手という

のも見えてくるのかなという気がしました。

すみません、少し具体的にどうということではなくて申し訳ないですが。少し今のお話聞いていて、単純に結果が多い少ないでは判断できないということだったので、中身を把握するために、少し幾つか何か今後調べることがあれば、検討いただければなと思いました。

○中本課長 ありがとうございます。まさに本当に小西委員おっしゃるとおりで、まず、成年後見の関係は、成年後見に限っては認知度かなと。そういう意味で、計画で中核機関として総合相談センター、「えしこに」を中核機関とするところを具現化したわけですから、次のステップとしては、それは当然一緒にやっているのですが、まずは成年後見制度という認知度を広げていくところを第1段階として、その後、利用された数の満足度、これはえしこににも共通してくると思いますけれども、まずは、どういった方が使えるのかという、多分、イメージ的になかなか成年後見制度ということになると、えしこには福祉のよろず相談で、制度の挟間みたいな形でイメージは湧きやすいのですが、成年後見制度はそもそもところが、多分にあるかと思しますので、では具体的にどういう方が利用されるべきものなのかとかも含めて、まずはこの認知度というところ、認知に対して認識を上げていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほかありますでしょうか。

恐らく最後の小西委員さんの意見は、どうやって評価するのかとか、相談の多さ少なさで評価できないのだったら、どうやって評価するのかということだと思のですが、恐らく一番は、そんな事態になるのかよく分かりませんが、その制度を使えばいいのに、使えなかったことによって死後、何か非常に大変なことが起こるみたいな事態がもしもあるのだったら、その事態が減っていくというのが一番の評価なのかなと、重度の認知症の人が、身寄りのない人が制度使わずに亡くなってしまって、その方の財産の整理がうまくいかないことが、結局最後は市役所がやらなくちゃいけなくなって、その手間暇が物すごくかかる事例が減っていくというのは、多分良いことなのかなと、もしもそういうふう到最后なるのであればですね、そんな感じがいたしました。

いろいろご意見ありがとうございました。いろいろな制度の改善に資する意見をいただけたと思います。皆様の意見を踏まえて、今後、より良いものにしていただきたいと思います。

と思います。ありがとうございました。

では、この1つ目の議題は終わらせていただきます。

では、続きまして、議題2のほうに入らせていただきます。

議題2は、第2期の米子市自死対策計画骨子案についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○渡部課長 失礼します。健康対策課長の渡部と申します。よろしく申し上げます。

米子市自死対策計画につきましては、平成31年3月に策定をいたしまして、今年度は5年計画の最終年度ということになります。来年度、6年度からの2期計画に向けまして、今、改定作業に入ったところでございます。先月、6月に国のほうから改定に必要な資料等が出そろって、届いたというところでありまして、まだ、改定作業に着手したところでございますので、現時点の2期計画の骨子について、市の考え方についてご説明をさせていただきますと思います。

なお、説明の中と資料の中に自殺と自死と両方の言葉が出てまいります。これは、国のほうについては、計画や法律名等については自殺という言葉が使われておりまして、米子市におきましては、鳥取県、県内の市町村も含めてとなりますけれども、自死という言葉を使用しておりますので、両方の言葉が混在しますことをご了承ください。

そういたしますと、担当のほうから骨子案のほうをご説明させていただきます。

○金川課長補佐 失礼します。米子市健康対策課の金川と申します。よろしく申し上げます。使う資料なのですが、資料2、米子市自死対策計画骨子案というものと、資料3、自殺総合対策大綱、資料4が1期の計画となっておりますので、お手元に用意をしていただけたらと思います。主に資料2のほうの骨子案を使って説明をさせていただきますと思います。

先ほどの説明にもあったのですが、平成28年に、自殺対策基本法の改正によって、全ての都道府県、市町村が自殺対策計画を策定することとされまして、本市は平成31年に計画を策定いたしました。1期の計画のほうなのですが、こちらは計画の指針となる自殺総合対策大綱を踏まえて、自殺対策の基本方針を中心に4つの基本方針を掲げて、その中でも重点的な施策を具体的な取組として上げてきました。

このたび、2期の計画なのですが、1ページの下、4、自殺総合対策大綱における自死対策の基本方針というところなのですが、令和4年10月に閣議決定されました新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、6つの基本方針を掲げております。

すみません、ここで1つ訂正なのですけども、(6)の自死者等の名誉及び生活の平穩なる配慮というふうに書いているのですけども、「平穩に配慮」というふうに訂正をいただいたらと思います。

基本方針はこの6つで組み立てておりまして、次に、2ページ目をお開きください。こちらには米子市における自死対策の施策についてというふうに記載してあるのですけども、まず、基本施策と重点施策と生きる支援の関連施策、3つの施策で構成を考えております。こちらの基本施策のほうですけども、こちらが地域自殺対策政策パッケージというもので、全国的に実施することが望ましいとされている施策になっております。右の重点施策のほうですけども、こちらは地域自殺実態プロファイルに基づき、本市において優先的な課題となり得る施策として推奨されているものになっております。今説明しました地域自殺実態プロファイルですけども、こちら関連資料のほうにもつけているのですけども、地域でのこの自殺対策計画の策定を支援するために、国がいのち支える自殺対策推進センターというところを調査研究法人として指定しまして、自殺に関する警察庁統計データや人口動態統計、国勢調査などの資料に基づいて作成されるもので、全ての都道府県、市町村に提供されるものになります。あと、先程地域自殺対策パッケージということもお話したのですけども、こちらと同じように、いのち支える自殺対策推進センターから提示されるもので、パッケージとプロファイルを組み合わせて計画を策定することが望ましいとされておりまして、計画を策定する市町村のほとんどが、こちらを組み合わせで策定しているという形になります。

2ページ目に戻りまして、新たな自殺総合対策大綱では、こども家庭庁との連携、あと、重層的支援体制整備事業との連携等について触れられており、本市の重点施策として上げている労働者、子ども、若者の自死対策とも関連していることから、今後、重点的に聞き取りを行っていく予定としております。

あと、生きる支援の関連施策のところなのですけども、こちらは既存事業を最大限に生かして、総合的な対策を展開する必要があることから、現在、庁内各課に調査を行っているところです。今後、聞き取りを行い、関連事業の洗い出しをしていく予定としております。

今回の重点施策となっております労働者に関してですけども、1期計画で行ったような事業所対象のアンケート調査等を行っていないため、市内の事業所における相談窓口の利用状況等の実態を把握するために、地域産業保健センターなど、関係機関等へ聞き取りを

行っていく予定としております。

また、先ほど基本施策として6つ上げているのですが、その中の6番、自死者等の名誉及び生活の平穩に配慮というところが新たに加わったことから、自死遺族の会への聞き取りも行う予定としております。

その他、この自死対策計画に関わるような関係機関であったり、聞き取りを行ったほうがよいような機関があればご教示いただければというふうに思います。

後ろに関連資料としまして、地域自殺実態プロファイルと本市の現状をつけておりますので、参考にご覧いただいたらと思います。以上です。

○渡部課長 すみません、今、担当のほうから骨子案については説明をさせていただいたところです。自死につきましては、多くは、追い込まれた末の死だというふうに言われておりまして、病気とか過労、生活困窮、育児、介護、いじめ等々、様々な社会的要因の中で、そういったところへの危機、状況が危機的な状況になった上で自死に至るというようなことが言われております。そういった意味でいきますと、市役所、米子市役所を含む地方自治体が、まずは、それぞれの与えられた業務、役割を果たすことが自死対策になるのかなというふうには考えております。

その上で、ですけども、今、簡単に骨子は説明させていただいたところですけども、現段階では、以下の3点につきまして、重点的にというか、厚く記載をしていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えています。

1つが、やはり周知、啓発の部分になります。これについては、やはり命の大切さ、そういった部分の周知、啓発であるとか、あと、相談窓口、困ったときにどこに相談を言ったらいいのかという相談、それから、まず、身近な人がそういった異変に気づくといひますか、いわゆるゲートキーパーですね、そういったところへの周知、啓発。

2点目としましては、市としては相談体制の充実ということを考えておりまして、先程来ありますように、昨年度には総合相談支援センター「えしこに」、福祉の何でも相談ということで、そういった相談の場を設けておりますし、こども総本部のほうでは、妊娠期からの切れ目のない支援ということで、こども総合相談窓口を設けております。また、そのほか、福祉職場等々の相談を受ける窓口のある職場についても、含めまして、相談体制の充実が必要であるというふうに考えております。

3つ目が、それに伴う人材育成ということで、それぞれ相談を受ける、市役所の窓口等におきましても、まずは、その方のお困りごと、状況に気づくということが第一かと思ひ

ますので、ゲートキーパーとしてのそういった窓口の職員の人材育成、そういったことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

まだ少し検討が十分でなくて、骨子ということになっておりますけども、皆様のほうから様々、ご意見をいただきまして、計画改定の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

今の説明について、質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○政木委員 鳥取県の社会福祉協議会のほうで、今年度から生計困難者等に対する相談支援事業の、「えんくるり事業」というのですが、その中にひきこもり対策の事業がスタートするというふうな情報を少し聞いております。ただ、これがどこまでマッチングするかというのが少しまだ分からないところもあるのですが、こういう事業もまた、参考にしていただければなというふうに思っております。以上です。

○渡部課長 ありがとうございます。今回、自死対策計画改定に当たりましては、国のほうからも手引書というようなのも出ておりますけども、そういったひきこもり対策を含め、孤立、孤独対策、そういった対策とも十分に連携をするということが明記をされておりますので、そういったところも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○廣江委員 多分、相談という話を考えると、総合相談、こだわって申し訳ないのですが、「えしこに」とかそういったところに相談件数がいつもよりあったのかどうなのか、あるいは、多分、ぱっと何か相談するというふうにする、今だと、いのちの電話というのですか、よくネットなんかで、ああいうところに、全国的なところでフォローしたほうが案外いいのか、その辺りの相談体制というものの現状と課題みたいなものはいかがですかね。

○末次係長 ありがとうございます。私、総合相談支援センターえしこにのほうで、事務と申しますか、相談対応をしているところなので、「えしこに」に寄せられる相談の現状をお話しさせていただきます。まず、全数、少し把握しているわけじゃないのですが、「えしこに」への相談の中にも、やはり、もう大変だとか、なかなか生きていくのがつら

いって相談はやはり寄せられるところがございます。話を聞きますと、やはり生活環境であったりだとか、また、介護や子どもさんの障がいのことだとか、いろいろな要因が重なってそのような思いに至ったということが聞き取りしたところがございます。なので、実際にその相談経過については、そういう相談も寄せられているところではございません。

○廣江委員 件数的にはどのくらいありますか。自死の件数がどのくらいあるか、なのですけれども。

○金川補佐 すみません、相談件数ということなのですが、健康対策課でもこころの相談というのを対応しております、こちらが随時電話や来所、訪問、メールでの相談を保健師が中心に対応しているのですが、令和4年度は、延べで142件ぐらいありました。

○廣江委員 自死の相談が。

○金川補佐 こころの相談、実際に自死を考えているという相談はそんなに多いわけではないのですが、こころの相談でということで、相談は142件、ただ、ほとんどが匿名の相談なので、継続なのか新規なのかという判断が難しいところもありまして、実際には、もう少し絞られてくるのかなという印象もあります。あと、精神疾患とかがもしある方になると、直接障がい者支援課のほうにご連絡される場合もあつたりするかなとは思っております。

○廣江委員 思ったよりも多い印象を受けましたので、ありがとうございます。

○中本課長 若干、先程の、「えしこに」のほうからの説明を補足させていただきますが、例えば死にたいみたいな相談は、えしこにの、相談件数の中でも、あると聞きます。少し何件かというところは細かくは出ませんが、あと、ひきこもりに関しましては、アウトリーチ事業というものをやっております、基本的には、ひきこもりでございますから、なかなか出られないということで、訪問したりというところの事業でして、えしこにの総合相談窓口とも、そこは一緒に協力して対応しているところでございます。

○廣江委員 個人的な要望を一つ言わせていただきます。自殺、自死というのは、ある程度、どうしても社会の中では起こり得ることなのですが、特に市町村レベルでやっていかななくてはいけない話というのは子どもの話だと思いますので、その辺り、教育委員会も含めて、対策をしっかりとさせていただきたいなという、これは希望というか、お願いというか、そういったことを思っております。以上です。



○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 すみません、佐藤です。自死の対策というのは、本当に何か今のお話を聞いていても、やっぱり全体的なメンタルヘルスの対策のことなのだろうと思うので、そこを分厚くするとか、自死に対してということだけじゃなくって、全体的に心の相談があったときに、相談しやすくするということが大事なのだろうと思って聞いていたのですが、私、先程廣江委員がおっしゃっていたように、子どもの問題というのはすごく気になっていて、子ども、若者の自殺が全国的に増えているっていうのは言われているのですが、何か具体的な対策って考えたときに、米子市さんの場合も、その重点施策として、子ども、若者の自死対策の推進を上げてらっしゃるのですけれども、例えば具体的に学校と協働するとか、子育て世帯に対して特にこういう働きかけをしていくとか、何か具体的な施策があったら教えていただけたらなと思います。

○渡部課長 ありがとうございます。子どもの対策ということにつきましては、今後、教育委員会、こども総本部等々とも連携して取り組んでいきたいと考えておりますけれども、やはりお子さんですので、まずは自分でSOSを出すといいますか、何か困ったことがあれば、それを周りの先生なり、家族なりに伝えるっていうようなところが重要なかなというふうには思っております。

具体的な取組ということで、1点言いますと、今年度、もうすぐ夏休みが来ますけれども、それぞれ、夏休み前に小・中学校で、そういった相談できるようなところの連絡先等を書いたようなチラシのほうを市内の小・中学校全部の児童生徒さんに配布をする予定といたしております。

それから、子どもの分に関連して言いますと、今、こども総本部のほうでこども総合相談窓口っていうのを設けておりますので、妊娠期から子どもを出産した後の子育て世帯、ここに対しましては、必要に応じて相談を行ったり、または、伴走型支援ということで、個別に訪問したりというようなところで支援のほうを行っているところでございます。以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

どうぞ。

○川内委員 すみません、失礼します。3ページの1の(2)地域の自死の特徴の例として、この中に借金という項目があるのですけれども、少し借金に関連して、最近、日本の国の調査で、大学に進学する際の奨学金の返済ができなくて自殺したということが自殺理由を調査した結果で明らかになったということが最近報告されました。

それで、借金なのですけれども、自分が分かっている借金した場合と、特に今、高等教育等は、ほとんど、かなり多い人数の生徒さんが高等教育に進学するのですけれども、その際に奨学金を借りるときに、自分がその奨学金の内容であるとか奨学金を借りていること自体を分かっている場合と、あと、親が契約したから、自分は奨学金をもらっているのだ、みたいな軽い意識で奨学金を利用している学生がいるのです。自分で理解している学生は、適格要件に引っかからないと、奨学金の、給付であっても、その返済が始まるからといって、一生懸命勉強するのですけれども、理解ができないまま奨学金を利用していると、例えば病弱な学生さんですと、欠席が続いて、単位を落として、予定どおり卒業ができなくなった時点でもう返済を始める、返済の時期は後回しにできるのですけれども、その借りたお金を返さないといけない、給付だったはずのものも返さなければいけないということがあるのです。

今、高校までの金融教育であると、NISAはどんなものであるとか、自分の資産を増やすにはどうしたらいいかということがあるのですけれども、人生設計として、自分が将来大学で学ぶのにこれだけのお金が要るとか、大学を卒業してからどういう働き方をすると自分で立ち立って生活できるのだという金融教育の部分が少し薄いと思うのです。私の高校時代は、家庭科の授業で、自分の将来設計はどんなんですか。レポートに書いて出ささいの一回きりの授業だったと思うのですけれども、今、やはり自給自足の生活というのはあり得ないので、やはりお金というものは大事なもので、現行の資産を増やすという金融教育以外にも、学校の現場で小さいときから、お金はこんなに大事なのだよ、今、お金が物になってくるのですけど、電子マネーとか、数字の世界になってくるので、数字の理解が難しい子どもさんは、なかなか自分が何にどれだけ使ったかというのが分からなくなってくる場合もあるので、そういう算数的なものですか、そういうことを小さいときから感覚的に身につけさせるというのが、社会福祉ではないのですけれども、教育の現場からでも、社会福祉と一体化して、何かできないかなと思います。やはり、知らないうちに自分が借金を背負ってしまっているというのが青年期の特徴としてあることもある

ので、ギャンブルしたわけでもないのに、勉強するために借りたお金がいつの間にか借金ということになっているという場合もありますので、そういう金融教育、高校のときは特に、進路選択に関連して、やってもらいたいと思います。

親ガチャということもあるのですが、親の持っている資産によって、やはり借金を負わされとか、知らない間に借金をしているってことがありますので、この理由の中の借金というものがどんな借金なのかというのを少し調べていただけると、中にはそういうケースもあるのではないかなと思います。

あと、少し話が飛ぶのですが、先程もネットで情報のアクセスのしやすさみたいなことが出たのですが、島根県なんかですと、母子モという、妊婦さんであるとか子育て中のお母さんが利用できるアプリを出雲市が最初に始めたのですが、最近安来市でも導入しましたというのがニュースになっていました。

あと、松江市では、ママフレというサイトを使って、ママフレにアクセスすると、そこから松江市のホームページにジャンプするというシステムになっているのです。やっぱり、その両方ともかわいい、若いお母さんがアクセスしやすいようなデザインになっているのです。米子市さんのホームページもかわいいのですが、やはり、私から見ると男性向けかなみたいな部分もありますので、そういうウェブサイトのデザイン、もう少しお母さん向けのものみたいなものができるとうれしいかなと思います。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

○渡部課長 ありがとうございます。申し訳ありません、高校生の金融教育については、少し把握ができていなくて、今少しなかなか即答しづらいところではありますけども、おっしゃるように、将来的には学生さん、ご本人さんが返される借金ということになりますので、当然、借りる時点でどういった目的でどれぐらい、どういうふうに借りて、どういうふうに返済していくかということを理解した上で借りられるというのがもちろん大原則だというふうに思っております。金融教育というところでいいますと、市内小・中学校等でも何がしかの金融教育は行っているところではありますので、その辺は教育委員会のほうにも確認をしまして、こういったご意見をいただいたというところで、少し情報交換したいというふうに思っております。

それから、ネットアクセスのところでは、米子市も母子モのほう、導入はしております。市のホームページですが、もう少し見やすい、お母さん向けのところで、やはり、情報を出すだけではなくて、見やすさ、アクセスしやすさというのは非常に重要なこ

とだろうというふうに思います。

今、健康対策課のほうでこちらの相談をやっているというお話を先程させていただいたのですが、どうやってこの電話にたどり着かれたというか、相談をされるきっかけはというふうに聞くと、ネットで調べて、あったからというような回答をいただく方っていうのはやっぱりいらっしゃる状況にありますので、そういった見やすさ、アクセスのしやすさについては、これに限らずですが、取り組んでいきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ、小西委員さん、よろしく申し上げます。

○小西委員 すみません、3点ありまして、質問と、あとご意見させていただくこととありまして、1点目は、子どもさんのことですが、この計画の中でいろいろとお子さんに関しても、今回の計画から、SOSが出しやすいような、そういうようなことを教育で伝えていきますというようなことがありました。それはすごく大事なことだなというふうに思うのですが、その一方で、本当に苦しんでいる子どもたちがSOS出しやすくすることと、その手前の苦しむ状態にならない環境だとか、子どもの考え方というか、気持ちの持ち方というか、その辺も何か無関係ではないのかなという気はしまして、例えば、この前の資料に書いてある、自殺死亡率が先進国7か国の中で最も高いということ、書いてありますけど、よく言われる、自己肯定感が先進国の中では一番低いだとか、あと、社会が多様性に乏しいとか、いい面でも悪い面でもあるかもしれませんが、均一的だということも無関係ではないのではないかなという気がしてまして、その中で、例えばお子さんが、何か自分が生きている意味がある、必要とされている存在なのだというふうに思えるような、自己肯定感を高めるような、取組の中で伝えることだとか、それから、多様性というか、いろんな人がいる、自分は人と違うけれども、自分もいいところがあるのだというふうに思えるような、そういう何か取組の中で伝えることとか、そういったことも、実際に防ぐことと併せて、そもそも根本論として、そういうことが子どもさんにとっても、その後の成長にとっても大事なのかなと、少しそういう気がしました。そういう観点でも、少しご検討いただければいいなというふうに思いました。

それが1点と、2点目が、7ページの原因、動機別の割合のところ、健康問題というのが25%ぐらいありますということですが、前回の資料とかを見ると、健康問題の中で

も、半分弱は、これは鬱病ですと書いてあるのですね。そうすると、鬱病が、そもそも何が原因で起きたのかというところは大事なところなのかなという気がしまして、これが調査できるものなのか、実際にこの調査というのも、どうしてやっておられるのか、私も分からずに、原因が特定できるものじゃないのだろうなと思うのですが、健康問題だからアプローチ難しいよねというよりは、そこの鬱病の原因というところまで、この根本の原因がもっとあるのではないかということも含めて、考えたらなというふうに思いました。それが2点目。

3点目が、8ページの同居人の有無というところで、これは、同居人なしの人がありの人と令和4年度は同じぐらいの数ですけど、これは多分割合でいうと、多分、同居人なしの人のほうが、割合が高いということになるのですかね、というふうに何か理解したのですが、そうすると、人が孤独にならないということがすごく大事なのだなというふうに読み取ったのですが、そういう観点が何か、さっきの話と同じなのですが、ヘルプを求めるところ、ヘルプを求めている人にちゃんとアクセスするというのも大事なのですが、その手前の、そうなる前に、何か人間関係、コミュニティーづくりみたいなのところ、独り暮らしの人でも何か属している雰囲気があるとか、何かその中で役割を果たしているのだというのが大事なのかなというふうに考えて、具体的ではないですけど、そういう観点も必要なのかなというふうに感じました。

○尾崎会長 ありがとうございます。

今の意見について、何か事務局のほうからございますでしょうか。

○渡部課長 3点ご意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、最初のお子さん、子どもの関係の、本当に苦しい状態になる前の環境整備、例えば、自己肯定感を高める、そういった取組についてですけども、米子市のほうにおきましては、人権教育推進プランというのを設けておりまして、子ども、大人、学校教育、社会教育のそれぞれ教育のプランも持っております。そういった中でそういった自己肯定感とか、必要な存在であるという、そういった人権教育を進めていくというような項目も設けておるところでございます。この辺をどう進めていくかということにつきましては、教育委員会のほうとも連携をして、また、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、自死の原因が健康の中で、さらにうつ病等がということで、そのうつ病になった原因というところで、その細かい分析等まではできていないところではありますけど

も、結局、いろいろな、先程も言いましたように、病気や過労、生活困窮とか、様々な困りごと、悩みごとが重なって、そういった状態になっているのかなということは、想像というか、そういったふうに想定はできるかなというふうに思っております。そういった精神疾患のある方等の対策は、障がい者支援課等も、これも様々、自死対策、いろいろ課と連携しながら取り組むべき内容になりますので、少しそういったところでも取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、3点目、同居人のある、なしで、同居人がない方の割合が増えているというようなところでした、そういうこともありまして、今、国のほうでもやっぱり孤立、孤独対策であるとか、そういったところに力を入れてきているというところだろうというふうに思っております。これも先程申し上げましたように、国のほうの手引のほうでも、こういう孤独対策との連携をした自死対策をとということもうたわれておりますので、そういったところも含めて考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○尾崎会長 ありがとうございます。

その他ご意見、質問ありますでしょうか。

水田委員さん、先にお願ひします。

○水田委員 時間がないので、端的にまとめたいと思うのですが、結局、自殺対策というふうなことで、自死対策というふうなことでいろいろ米子市のほうで考えていらっしゃるのかなと思うのですが、自殺された場合、例えば、残されたご家族、最初に何を思うかということ、自責感なのですよ。つまり、彼あるいは彼女をもう少しこうすれば死ななかつたんじゃないかとか、最初にみんなそう思うものなのですね。それは、例えば、自分の責任でなかつたにせよ、やっぱり残された家族はそう思ってしまうものなのです。

つまり、何が言いたいかということ、そういうふうな悲劇が起きると、それが連鎖するというようなことがかなりあって、実は私、弁護士やっていますけど、私のほうのお客さんでも、父親が自殺をされて、それが残された家族の中だったり、子どもさんとかが、やっぱり大好きだったお父ちゃんが亡くなったというふうなことで、自分自身が希死念慮を持っているというふうな方は、これはあつたりするわけですね。そういうふうな悲劇の連鎖をどこかで断ち切る必要がやっぱりあるのかなと思つているので、自殺された、例えば、残された家族のフォローとか、そういったところは、今後同じようなことが生産されないように、対策はやっぱり、一つとして、あつてもいいのかなというのがあります。

もう1点、大体、自死に追い込まれる直前の人間の心理は、もう、前後の判断がつかない

いのですね。生きている限りはやっぱり感情というのは持ってしまうものなので、死なない限りはやっぱり悩んでしまうわけなのですよ。死ねば楽になるというのは、大体そういう人間のやっぱり心理、追い込まれた心理からによるものなのですけども、例えば、メンタルやられて、希死念慮を持っているとか、あるいは福祉施設の中で精神障がいとか、躁うつ精神障がいを持っている人とかいらっしやると思うのですけども、そういった方は、やっぱりずどんと落ち込んだうつ状態のとき、死んで楽になりたいとかというふうな、そういうサイクルが必ずまたここで来るので、こちらのほうの委員の皆さんのほうでは、病院とか福祉施設の方がやっぱりおられると思うので、例えば、米子市さんが連携を取るとい、そこまでのことではなくてもいいのですけど、ポスターとか貼り出すとか、パンフレットを渡すとか、何かあったらここへ問い合わせをしてみたらとか、例えば先生方とか、あるいは福祉施設の例えば職員の方から、こういうところがあるよとか、何か困ったら連絡をしてみたらというふうな、そういうことが、できないだろうかみたいな、それも考えてみたりします。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

引き続き、齊木委員さん、よろしくお願ひします。

○齊木委員 すみません、先ほどの小西委員さんの言われた自己肯定感というの、実は私も感じていたところでありまして、自己肯定感の低い学生なんか見ている、時折、家庭との親との関わりが少しいろいろ見え隠れをするときも実はあつたりもします。ここに妊娠期からの切れ目のない支援ということで、もちろん、もしかしたらこの部署だけではなくて、子育てのほうの部署になるのかもしれませんが、妊娠期といったときに、お母さんが妊娠して不安を抱えている、あるいは子育てをどうしようかと不安を抱えている、それだけではなくて、そこでいかに子どもの自己肯定感を育てていくというのはおかしいのですけれども、そこでどのように親が子どもに対して向き合っていくかというような、そこはすごく大事なのかなというふうに思いますし、教育の現場でも、教師が子どもにどう向き合っていくかっていうこともやはりそこにつながっていくように思います。もちろん、保育、教育の現場で命の大切さということも行われていると思うのですが、やはり子どもたち一人ひとりをよく見て行って、自己肯定感を持っていったような、そういう形での何か取組みたいなもの、本当に現場の方たちが考えていかれるということも何かあるのかなというふうに少し思っています。ありがとうございます。

○尾崎会長 ありがとうございます。

一つだけ、最後、言えば、今日、あまり意見としては出ていないですけど、プロフィール見れば、圧倒的に亡くなっている方は男性であり、仕事絡みですね。働いている、もしくは失業した。ですので、今日いただいたいろんな意見というのは、私たちの業界でいえば、一次予防ですね。原因を追及して、発生を予防するということで、特にお子さんたちとか、大事なことなのですけども、今、そこにいる、すぐ自殺しそうな人を何とか食い止めるという意味では、二次予防ですね。早期発見、早期解決ということで、それ、大事だと思うので、相談だと匿名で追っかけにくいということで、働いているということに関して、非匿名で、誰かと分かるのは産業保健の分野なのですね、そのためにストレスチェックというのが始まっているのですが、実は、鳥取県で圧倒的に大多数である中小零細企業、50人未満の職場だと、ストレスチェックしなくてもいいのですね。それから、産業医をはじめ、産業保健スタッフも囑託しなくてもいいということで、恐らくこの米子市でもプロフィールにある働き盛りの人で亡くなっているのは、そういう職場なんじゃないかなという気がするので、ぜひ、どんないいアイデアがあるか分からないのですけども、中小零細企業の働き盛りの方々に、本当に今にも自殺しちゃいそうな人を早く見つけて介入するというのを、何かいいアイデアを出さないと、なかなか自殺念慮とか、自殺企図とか、自殺を実際にやってしまうとか、そういう既遂の方が減っていかないと思うので、ぜひそういう面も忘れずに、皆さんの意見をいただいて、良いアイデアを出していただければと思います。

最後のほうの、いろんな委員さんの意見について、何か事務局のほうからありますでしょうか。3人ぐらい続けて意見を言っていました。

○金川補佐 ありがとうございます。残された家族のフォローとか対策といったところがあったかと思うのですけども、米子市もそこまで積極的にしているというわけではないのですけども、今、自死遺族の会さんと鳥取県立精神保健福祉センターさんがしておられる自死遺族の集いというところに米子市も参加をさせていただいております、米子市でも年に4回、開催をさせていただいております。なかなか参加者、毎回1名から3名ということで、そんなに多くはないのですけども、少しずつお話を聞かせていただいていたるところを、今、しているところです。

○渡部課長 ありがとうございます。水田委員からいただきました病院等の施設と連携した周知、啓発をというようなご提案もいただきました。先ほど申しましたように、やっぱり、周知、啓発というところは、この自死対策の柱というふうに考えておりますので、



様々な方法を考えていきたいというふうに思っております。

齊木委員のほうからは、自己肯定感の関係の取組が必要だということで、特に子育て期から必要だということでご意見をいただいております。これについても、子ども部門等と連携をして、考えてみたいというふうに思っております。

尾崎会長からいただきました、やはり地域柄といいますか、中小企業が非常に多いところですので、そういったところでは、十分な産業保健の仕組みといいますか、施策がされてないところが多いということも承知をいたしております。そういったところで、何がやっていけるかというところも策定の中で考えてみたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○尾崎会長 ありがとうございます。とても大事な計画ですし、今年度、次の5年計画ができるということで、これからも皆さん、意見をいただいたり、多分もう1回見ていただく機会があるのかなと思いますので、また、それに向けて、意見を事務局に寄せていただければと思います。どうもありがとうございました。

最後、3点目ですけれども、3点目も、健康づくりですね。第2期米子市食育推進計画骨子案について、説明をお願いいたします。

○渡部課長 引き続き失礼いたします。米子市食育推進計画につきましては、これも平成31年3月に策定をいたしまして、今年度が最終年度ということで、令和6年度からの2期計画に向けまして、今、改定作業に入っているところでございます。必要な、県が実施するアンケートの結果等々、少しつい最近届いたりということで、作業に今、着手したところでございますけれども、現時点での2期計画の骨子案について、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○米田係長 失礼いたします。健康対策課の米田と申します。よろしくをお願いいたします。第2期米子市食育推進計画の骨子案について、説明をさせていただきます。

本計画は食育基本法に基づく市町村食育計画として位置づけ、市民一人ひとりが食育により関心を持ち、実践へと結びつくことを目指し、本市の食育に関する施策の方向性を示す計画となっております。計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

まず、第1期の取組と評価についてご説明をさせていただきたいと思いますが、先程課長からもご報告ありましたとおり、つい先日、県民健康栄養調査の結果が公表をされましたので、今後、この結果等により具体的に評価を行っていく予定でおります。今回は、現

段階の目標ごとの主な取組をお示しさせていただこうと思います。

まず、生涯にわたる食を通した健康づくりの推進についてです。ホームページや広報、給食だより、更には地域の健康講座ですとか高齢者サロンなどで、それぞれの世代に食に関する正しい情報を発信するとともに、離乳食ですとか保育所、学校給食、フレイル予防のレシピの作成などにより、健全な食生活の実践を支援する取組を行いました。幅広い世代に対する取組を行ってまいりましたが、先日公表されました県民健康栄養調査の結果によりますと、朝食の欠食につきましては若い世代に多く、さらに、バランスの取れた食事の摂取状況につきましても、若い世代が低いというふうな傾向が見られますことから、ライフステージに応じた食育のさらなる取組が必要というふうに考えております。

続きまして、食の体験を通した豊かな心の形成についてです。保育所、学校給食などで和食への関係を持つ食べ物を大切に作る気持ちを育むため、様々な体験活動を実施、さらに生産者との交流などに取り組んでおります。また、保育所や学校給食での共食につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、長期間実施することができませんでしたが、コミュニケーションを深め、基本的な食事のマナーなどを習得する機会にもなる共食の大切さにつきましては、今後も普及啓発を継続して取り組む必要があるというふうに考えております。

3点目、食文化を継承し環境に配慮した食育の推進についてですが、保育所や学校給食に地元食材や郷土料理を取り入れたり、地元食材について市内のイベントで情報発信することなどにより、地産地消の周知ですとか地元食材の活用促進、また、伝統的な食文化の継承につながる取組を行っております。さらに、食品ロス削減の取組として、ホームページなども活用し、市民の関心と理解を深める啓発活動も行っております。こちらについても、評価指標を含めた評価は今後になりますが、季節に関係なくいろいろな食材が手に入る環境でもありますし、さらに、ライフスタイルの多様化により、食材の旬を知ることですとか、伝統的な食文化の継承が難しくなりつつある中で、地元の食材や食文化を知り、地域の自然や食文化に理解を深められるよう、今後も取組を継続する必要があるというふうに考えております。

続きまして、3番の基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

まず、基本理念につきましては、市民一人ひとりが食を楽しみながら、生涯にわたって健康的な生活を実践できる力を育むとともに、食を通した人や町とのつながりを深め、米子の町でいきいきと充実した暮らしを送れることを目指し、第1期計画で掲げておりまし

た、食で育む健やかな体と心、食でつなぐ人とまち、いきいき米子を引き継いでいきたいと思っております。

続いて、基本目標についてですが、基本理念に基づき、国の計画を踏まえまして、まず、健全な食生活を実践しながら、日々の食事をおいしく楽しく食べることを目指しまして、心身の健康の視点から、生涯を通じた体と心の健康を支える食育の推進。2つ目が、食を支える環境の持続や食文化の継承に資する食育の推進を目指しまして、社会、環境、文化の視点から食文化を継承し、環境に配慮した食育の推進の2つに設定をしております。

目標1の生涯を通じた体と心の健康を支える食育の推進につきましては、第1期の計画では生涯にわたる食を通じた健康づくりの推進と、食の体験を通じた豊かな心の形成というふうに分かれておりましたが、ライフステージごとの取組をさらに推進するため、国の計画も参考に、第2期の計画では心身の健康を支える食育の推進というふうに、一つに合わせて設定をしております。生涯にわたって心身ともに健康に過ごし、豊かな心を育むためには、それぞれのライフステージに応じた食育の取組がとても重要というふうに考えております。ライフステージごとの現状ですとか課題に対応した食育の取組を推進するために、ライフステージも、妊娠・乳幼児期、学童期・思春期、それから青年期・壮年期、高齢期という4つにライフステージを分けまして、生涯を通じた切れ目ない食育を推進することを考えております。

目標の2つ目、食文化を継承し環境に配慮した食育の推進につきましては、伝統的な食文化に親しむ機会を増やすことなどにより食文化の継承を推進し、更に、私たちが口にするものを生産から消費に至るまで、たくさんの人に支えられていることについて理解の促進を図り、感謝する気持ちを育む取組を通して、食の循環を支えるための食育を推進するということを考えております。

最後に、具体的な施策につきましてですが、目標1の生涯を通じた体と心の健康を支える食育の推進につきましては、先程申し上げましたとおり、ライフステージを妊娠期・乳幼児期、学童期・思春期、青年期・壮年期、そして高齢期という4つに分け、それぞれのライフステージの現状や課題に応じた具体的な取組について、今後、検討をしていく予定です。また、ライフステージに関係なく、どの世代も共通に取り組むべき課題もあると考え、全世代共通という項目も作成をしております。目標2の食文化を継承し環境に配慮した食育の推進につきましては、地産地消、それから食文化の継承、食品ロスの削減につながる具体的な取組について、今後、検討をしていくこととしております。

食育の推進には、健康づくりの部門だけでなく、教育ですとか子育て、農業、環境など幅広いいろいろな課が関係しておりますので、今後、関係する各課で協議を行いながら内容について検討をしていく予定です。

以上で、説明を終わります。

○渡部課長 すみません、今、担当のほうから骨子案については説明をさせていただいたところです。食育基本法のほうでは、食育については様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものというふうに定義をされています。そういったところで、計画の改定に向けては、市としてはやっぱり周知啓発や、そういったことの実践の場、そういったところの提供が大きな柱になるというふうに考えております。先程来ありますように、ライフステージごとのそれぞれの推進策をより細分化しまして、それぞれ年齢等に合った食育の計画にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。まだ県民健康栄養調査の結果を反映してないものの、方針の段階ですけれども、これも今年度中に策定するものでございますので、この情報には少し限りがございますが、この段階でも皆様が先程の食育という定義に関わる、全世代が対象のようですので、何か日頃感じてらっしゃることも含めて、こういう内容を反映してほしいとか、そういう意見も含めて、先程の説明に対して質問とかご意見ありましたらお願いいたします。

何か子どもさんのイメージが強いようですが、ではなくて、全年代が関係しているということだそうです。

○水田委員 すみません、水田です。よろしいでしょうか。

○尾崎会長 はい、どうぞ。

○水田委員 資料5この骨子案ですね、読み上げていただいた、それを、拝見をしているのですが、2ページが一番上のところの農作物の栽培とか製作とか調理などの体験活動に取り組みましたというところがあるのですが、どっちかというとな農業体験なのかなというふうにはイメージしています。命を食べるという意味では、農業だけでなく、実際、魚を捕ったり、あるいはお肉をさばいたりというところもあると思うので、もちろんお肉をさばくときはやっぱり血を見ちゃうので、どの程度の年代の子が一番いいのかというのは分かりませんが、命を食べるというふうなことを子どもたちに分かってもらうという意味では、漁業体験とか、動物をさばいたりとかというふうな、そういう体験はやっ

ぱり必要になってくるのかなというふうには思っています。その点も検討していただければと思います。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

何かありますか、事務局のほうから。

○米田係長 おっしゃられたとおりで、こちら、保育園ですとか学校での取組を主に記載させていただいておりますので、学校、保育所でできる取組といいますと、農業、栽培ですとかというところになるのですが、水産ですとか、畜産ですとか、お魚をさばくというところもとても食育という面では大事になりますので、家庭でというふうな取組にお魚をさばくというところにはなってくるかと思うのですが、その辺り、また周知啓発、何か実践できることを進めていきたいというふうに考えております。

○尾崎会長 ほかに、意見、質問ございますでしょうか。

では、小西委員さんお願いします。

○小西委員 すみません、1点少しあります。

朝食食べている方の割合が米子市の中でも年々減っているというところが少し私、気になりまして、これは何か、朝食だけだったらいいけど、食育に関するとか食に対する意識が何か落ちてきているのかどうなのかなというところ、何か要因があれば対策が必要なかなというふうに思ったのと、もう1点は、全然違う話ですけど、この食育ということに関しては結構、民間企業さんも意識して取り組んでおられるところも多いと思うのですね。特に食品スーパーさんなんかは結構、食育、店頭で食育の大事さを謳っていたりだとか、いろんな活動をされているところではあると思うのですが、そういった民間企業さんが、民間企業さんがそれぞれ企業の思いだとか、イメージアップだとかというところも含めてやる、それはそれですばらしいと思っていて、そこがうまく役割分担というか、一緒に協働してできることが何かないだろうかなというところをご検討いただくことができればなというふうに思います。もちろん、特定の企業さんとやるというようなところは難しいというところはあるのかもしれませんが、市内に店舗がある幾つかの、スーパーさんに限らないかもしれませんが、趣旨を何か伝えて、一緒にこういうこと、協力いただけませんかみたいなことが案内して、協力企業さんと何か検討できることがないかとか、具体的に言うと、店頭で何か掲示してもらおうとか、これは少し国も進めておりますけど、レジで何か配布してもらおうとか、お願いする側からするとそんな忙しいのに無理だろうと思うかもしれませんが、それを取組として、ずっとは無理でも、何かキャンペーン中にやるという方

法もあるのではないかなというふうな気がしますので、ご検討いただければと思います。

○尾崎会長 何か事務局のほうからございますでしょうか。

○米田係長 すみません、失礼いたします。まず、朝食の部分についてなんですが、なぜ欠食が増えているのかというところについては分かりかねるのですが、ただ、若い世代がやはり欠食については、どの調査時期につきましても多いというふうな現状がございますので、特に若い世代としても欠食、朝食の欠食、あとはバランスが崩れるというところにつきまして、さらに周知啓発、対策をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○渡部課長 ありがとうございます。2つ目の、民間企業等との連携等ということでございますが、実際に、昨年度、2月、3月ぐらいだったと思いますけども、フレイル対策の一環ということで、市内のスーパーのほうで、食の大切さというような店頭でのキャンペーンをさせていただいていたりですとか、また、今年度も9月頃ですかね、健康増進の関係でそういった少し食も含めたようなキャンペーンをというようなことは、今、予定しておりますので、そういったご協力いただけるような民間企業の皆さんとも連携するような取組を進めていければというふうに思っております。ありがとうございます。

○尾崎会長 ほかに、質問とかご意見とか、提案とかありましたらお願いいたします。

じゃあ、川内委員さん、お願いします。

○川内委員 すみません、失礼します。まず、食育といいますと、誰が誰に食育を、教育をするのか、なのですけれども、ぱっと思いつくと、まず家庭、その次は学校、先ほど小西先生が言われたように企業さんとかからの提案とかもあるのですけれども、まず、やはり家庭が基本だとすると、想像するのが、朝ご飯作るのはお母さん、お弁当を入れるのはお母さん、かなり食に関しては女性の負担が大きいと思います。今でもそういう状況は多いと思うのですけれども、近頃は共働き家庭が増えて、やはり男女で助け合って家庭を回していこうとか、子育てをしようということがあるのですけれども、保育所に出入りのあるママ友に聞いたところ、最近はパパの送迎が増えてきたよと言われるのです。パパは送迎とか子どもの遊びはするのですけれども、その間にお母さんたちは家で家事をしっかりしているのだなと思ひまして、お父さんは送迎や遊びの相手はするけど、家事はしない。ジェンダーギャップとかそういうものもあるのですけれども、やはり男性も育児参加として、食育のほうに何かできないかなと思います。

2 ページの上のほうに男性のための健康づくり&クッキング教室等とあるのですけれど

も、これは男性自身のためのクッキング教室なのか、その男性の家族に食べさせるためのクッキング教室なのかが少し分からないのですが、私は最初のほうの自分が健康を保つためのクッキング教室かなと思って見ているのですが、男性でも女性でも料理をするみたいな環境ができていけばいいかなと思います。少し前に料理男子という言葉がはやりまして、どこかの高校でもそういう料理部に男子が参加して料理を練習するみたいな取組もあったようなのですけれども、それを持続可能的に率先して米子市さんで、男子も料理、女子も料理みたいなことができる面白い、面白いという言い方は悪いのですけれども、いいのではないかなと思います。お弁当を詰めてみようということから、中学生、高校生、中学生は給食かもしれないのですけれども、お弁当が要るときにはお弁当を入れることをやってみようみたいなことを子どものときからしてみるといいと思います。コンビニに頼ったりということもあるのですけれども、そういう外部のものを利用するときには自分で、小学校高学年ぐらいになると、栄養を考えて、自分で選んでいける、あるいは食品表示を見る習慣みたいなのをつけるということも大事なんじゃないかなと思います。完全に自分で手作りということは今、難しい時代になっているので、自分を取り入れるものは何かというものを自分で選べる力をつける教育があればいいかなと思いました。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

○渡部課長 ありがとうございます。今の川内委員のご発言ですけれども、まず、市でやっています男の料理教室、クッキング教室については、自分で食べるために教室に来られる方、それから実際に家族に作って食べさせたいという方、両方の方、いろいろいらっしゃるしまして、それぞれ目的を持って来ていただいているというのが、実態です。男性の育児参加であったり男女共同参画等の面からのご提案だったと思いますけれども、男性ができることだけやるということよりは、いろいろなことをやはり共同してやっていくというご趣旨だろうというふうに思います。そういった社会の雰囲気といいますか、そういったところの雰囲気づくり、環境づくりが必要かなというふうには思いますので、市として何ができるかというようなところも含めて、また考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○尾崎会長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問。

佐藤委員さん、お願いします。

○佐藤委員 すみません、佐藤です。国の計画の中にも多分、貧困等の状況にある子ども

に対する食育の推進というのがあるのですけれども、私、松江市でフードバンクの実践に関わっていると、やっぱり子育て世帯の方で独り親世帯の方なんかは、食について物すごく悩んでいらっしゃるかなと思います。お金がないということもそうですけど、ダブルワーク、トリプルワークで時間がなくて、おうちで調理ができない。その中で、でも、温かいご飯も食べさせたいし、子どもたちに栄養バランスのある食事をとっていても、意識はあっても、やっぱりそれがなかなかままならないおうちというのは、明らかに相対的貧困ということでもなくとも、子育て世帯でお忙しいおうちだったら、どこもあるのではないかなと思っています。なので、食育といったときに、家庭だけにということでは恐らくなくて、米子市さんで考えていらっしゃるのも、学校と共同したりとか、学校、保育所、あと、地域の人たちと共同したりとかをされていると思うのですが、そういう意味ではすごくやりようがある分野かなと思ってまして、フードバンクの取組なんかもあるし、米子市さんもこども食堂もフードバンクも多分すごく活発にされていると思いますので、先程小西委員が言われたような、企業との連携っていう部分だったりとかすると、企業のほうは結構フードロス削減をしてSDGsということを掲げていきたいわけだと思うので、やっぱりそういうところと共同して、食材をこども食堂に寄附をしてもらおうとか、フードバンクのほうに回してもらおうとか、フードロス削減と子どもたち、子育て世帯への食料に関する、食に関する支援というのはかなり相性がいいところなのかなと私も思っています。

松江の状況を見ていると、どんどんやっぱり寄附をしたいというところは、SDGsというのを掲げて寄附をしたいところはすごく手が挙がるので、食育という意味でも、地産地消という意味でも、地元の方たちにもお声がけをして、子どもたちのためにというのはありなのかなというふうにすごく思っていました。

米子市でもしそういう取組されていたら、そこから広げられてもいいかなと思ったのですが、もし何か具体的に取組があれば、教えていただけますか。

○尾崎会長 その点に関して、廣江委員さんも何か関わっていらっしゃる。

○廣江委員 いいえ、私はそこまで少しあの、フードバンクのその辺は関わってないですね。

○尾崎会長 こども食堂。

○廣江委員 こども食堂は若干やっておりますので、そういった。

○尾崎会長 何かご意見を。

○廣江委員 食堂は直接あれですけど、やっぱりそこで中に食育的なことというのは非常



に大事なことだと思しますので、そういうのは広がっているんで、いいと思います。

今までのご意見を伺って、やっぱり共稼ぎで食育をやろうと思うと非常に難しいというのが現実だと思しますので、その中で、もう既にやられているのかもしれませんが、市報だとかそういうところで具体的に、では、7月とか8月、夏で栄養バランスが取れた、しかも簡単に共稼ぎの方でも時間がそんなにかけずにできる食べ物って一体何だろうといったときに、何と答えられますかという、そういう話だと思うのですよね。具体的なメニューというか、そういったものをやっぱり広報していくというのはすごく、多分手の込んだものってなかなか簡単には今のこの現状で、社会のシステムでできないと思しますので、そういったものをやっぱり広報していくということはすごく大事な事なのかなと思います。

○尾崎会長 ありがとうございます。突然振って、すみません。

事務局のほうから、今の意見について、何かございますでしょうか。

○渡部課長 ありがとうございます。子どもの食育に関する事で佐藤委員のほうからご意見もいただいております。市内でもこども食堂等やっていたりしている事業者ございまして、立ち上げの支援等は市のほうでもさせていただいているところでございます。

この食育の計画ですけれども、国でいきますと主幹は農林水産省ということになりまして、そこに、学校教育の関係で文部科学省、生活習慣病予防等で厚労省、子ども関係でこども家庭庁、食品ロスの関係で消費者庁ということで、様々な部署が連携して、幅広い取組をやる内容となってきています。市のほうでも各部署、先程いただいたように子ども関連はもちろんですけれども、関係部署を含めて、今後もそういったいただいた意見を基に検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○尾崎会長 ありがとうございます。

何か齊木委員さん、ございましたら、感想でも何でもいいですから。

○齊木委員 すみません。少し心配なのは、その男性だとか女性だとかの欠食率といったときに、例えば、共働きをされていて、今、保育所とかでも朝早くに子どもを預けに行かれるような家庭もあつたりしたときに、子どもがその影響を受けて、子どもも何か朝ご飯を食べるか食べないか分からないような状態で登園しているような状況というのがなかったらいいなというふうに少し思ったものですから、ここでは男性とか女性しか出てないけど、子どもがどういう状態なのかなということも少し懸念するところではあります。以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。すみません。

そのほか、質問、ご意見ございますでしょうか。

最後に私は、今日、産業保健代表みたいな意見ばかりですけど、一つだけ。この食の話でもやっぱり産業保健大事なので、働いてらっしゃる方の子どもさんが、食育がすごく大事な世代だったりもするので、米子市も含めて、幾つかの会社の産業医をしているんですけど、米子市はあまり気づかないんですけど、製造業のほう、今、労働災害をとにかく出さないというのが本当に小さい会社も一生懸命やっていますので、今、熱中症ですよ。私が気づいている最大のリスクアクターは。朝ご飯食べない人が熱中症になりますね。すごくそれに関連しているのが、酒をたくさん飲む人ですね。夜たくさん飲む人が、睡眠が悪くて、朝すっきり起きられないので、朝ご飯食べないと、この連鎖があって、朝から体調不良、睡眠不足で朝食欠食となると、めちゃくちゃリスク高いです。ですので、産業医が何か安全衛生委員会でコメントするたびに、お酒飲み過ぎるなという話と朝ご飯絶対食べるという話をしています。水分を飲め飲めと言いますが、やっぱり何かご飯のような重さと水分が適度に入っているものが持続的に水分を供給するので、飲物というのはすぐ出ちゃうので、やっぱりちゃんと食べるほうが大事なのですね。そのことをしつこく言うんですけど、それでも若い人なかなか食べてくれないんですけど。本当に今、この6月から殺人的な高温多湿で、この湿度が高いのが特にしんどくて、WBGTがめちゃくちゃ高いんですけど、その中で、中小企業の方が熱中症にならずに、というのでも食って実は大事なのだよって話をしています。とにかく、今のレベルは何でもいいから食べるというか、そのあとは食べる中の質も考えていかないといけないんですけど、今はとにかく食べるというレベルですね。そういったところで、健康と直結しているということを考えずにやっている人で、若い人でそういう朝ご飯食べない習慣が定着しちゃう、学生時代に定着しちゃうパターンが多いので、そこから遡ってということで、本当に繰り返し繰り返しで言ってもそういう調子の悪い人が続出するという状態なので、命に直結するというので、その辺もぜひ、中小企業というのは本当に大事なハイリスクグループだと思うので、そこも何とかいい方法考えていただければと思います。

全ての委員さんから、いろいろ積極的な意見ありがとうございました。ぜひ、そういった意見を盛り込んだ食育計画で、米子らしい計画をつくっていただきたいと思います。

以上で、少し急ぎ足でしたが、議題1、2、3についてご意見いただきましたけれども、その他、事務局もしくは皆様から何か議題ございますでしょうか。

では、今日いただいた意見をいろいろ踏まえていただいて、よりよいものをつくってい

ただきたいと思います。

事務局から何かございますか。

○中本課長 すみません、今日はいろいろありがとうございました。今日の議題の2つ目と3つ目の自死対策計画と食育推進計画につきましては、先ほどの説明のとおり、骨子案というところでございますので、今日のご意見をいろいろいただきまして、最終的な素案という形で、次回もう一回審議いただければというふうに思っております。時期は大体秋を考えておりますので、また日程調整等させていただきますので、引き続きご協力よろしくをお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

○尾崎会長 これで終了したいと思います。どうも、オンラインの水田先生もありがとうございました。